

地 球 温 暖 化 対 策 計 画 書

1 地球温暖化対策事業者の概要

地球温暖化対策事業者 （届出者）の名称	株式会社パルコ
地球温暖化対策事業者 （届出者）の住所	東京都豊島区南池袋1丁目28番2号
工場等の名称	株式会社パルコ 名古屋店
工場等の所在地	名古屋市中区3丁目29番地1号
業種	卸売業、小売業
業務部門における 建築物の主たる用途	物販店
建築物の所有形態	自社ビル等（自ら所有し自ら使用している建築物）
事業の概要	賃貸事務業 6911
計画期間	令和4年4月1日 ～ 令和7年3月31日

2 地球温暖化対策計画書の公表方法等

公表期間	令和5年7月14日 ～ 令和7年3月31日		
公表方法	○	掲示 閲覧	（場所） 名古屋市中区3丁目29番地1号 西館8階 パルコ名古屋店 総合事務所
		ホーム ページ	（HPアドレス）
		冊子	（冊子名・ 入手方法）
		その他	（その他詳細）
公表に係る問合せ先	株式会社パルコ 名古屋店 総務課 052-264-8118		

3 地球温暖化対策の推進に関する方針及び推進体制

(1) 地球温暖化対策の推進に関する方針

名古屋パルコは地球温暖化対策をはじめとする地球環境保全の重要性を認識し、事業活動のあらゆる分野を通じて持続可能な開発目標（SDGs）の実現に貢献します。

1. 継続的な環境改善
PDCAサイクルに基づく環境施策の継続的な改善を図ります。
2. 省資源・省エネルギー活動の推進
使用する電気、燃料等のエネルギー使用量を令和6年度までに令和3年度比3%削減します。
また、温室効果ガス総排出量を令和6年度までに令和3年度比3%削減します。
3. 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進
廃棄物の発生量を抑制及び適正処理を通じ省エネを目指します。
4. 社員及び従業員への環境教育と社外への環境コミュニケーションの推進
環境目標を全員参加で取り組み、店外者に対しては環境情報の公開をします。

(2) 地球温暖化対策の推進体制

名古屋パルコ地球温暖化対策委員会

委員長 店次長 ： 梅井 宏和

副委員長 総務課長 ： 榊原 守

各委員 各部門長

環境推進委員 総務管理・設備・環境整備

社員・従業員

4 温室効果ガスの排出の状況

基準年度（令和 3 年度）の温室効果ガス排出の状況

①エネルギー起源二酸化炭素の排出量		7,434	t-CO ₂
①を （温室効果ガス 換算） 除く 炭素 排出 量	②非エネルギー起源二酸化炭素（③を除く。）		t-CO ₂
	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源二酸化炭素		t-CO ₂
	④メタン		t-CO ₂
	⑤一酸化二窒素		t-CO ₂
	⑥ハイドロフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑦パーフルオロカーボン類		t-CO ₂
	⑧六ふっ化硫黄		t-CO ₂
	⑨三ふっ化窒素		t-CO ₂
	⑩エネルギー起源二酸化炭素（発電所等配分前）		t-CO ₂
温室効果ガス総排出量（①～⑩合計）		7,434	t-CO ₂

5 温室効果ガス排出量の抑制に係る目標

（1）温室効果ガス排出量の抑制目標

温室効果ガスの抑制の目標設定方法	総排出量及び原単位排出量
------------------	--------------

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
温室効果ガス 総排出量	7,434	t-CO ₂	7,211	t-CO ₂	3.0	%

項 目	基準年度 令和 3 年度 排出量（実績）		目標年度		令和 6 年度	
			目標排出量		目標削減率	
原単位あたりの 排出量	0.08263	t-CO ₂ / m ²	0.08015	t-CO ₂ / m ²	3.0	%

（2）目標設定の考え方

温室効果ガスの原単位あたりの排出量を1年間に1%ずつ、3年間（令和4年～令和6年）で約3%削減する。
--

備考1 温室効果ガスの排出の状況のうち、エネルギー起源二酸化炭素を除く温室効果ガスの排出量については、温室効果ガスの種類ごとに3,000トン以上の場合に限り計上してください。

備考2 温室効果ガス総排出量とは、エネルギー起源二酸化炭素の排出量と、種類ごとに3,000トン以上の温室効果ガスの排出量の合算をいいます。

備考3 原単位あたりの排出量とは、事業活動の特性を的確に示すものとして事業者自らが選択する工場等の床面積、製品の出荷量その他の指標になる単位量あたりの温室効果ガス排出量をいいます。

6 温室効果ガスの排出の抑制に係る措置

(1) 自らの事業活動に伴い排出される温室効果ガスの抑制に係る措置

取組の区分	具体的な取組の内容	取組の目標
省エネルギー・省資源の行動実践・照明設備	・照明器具更新はLED照明器具への更新を行う。 ・時間外の消灯を徹底する。	・フロア改装・テナント改装時に既存照明器具をLED照明器具へ更新する。 ・共用照明スケジュール管理を徹底する。
省エネルギー・省資源の行動実践・空調設備	空調機器等更新時に省エネルギー型を採用する。 ・冷房温度26℃、暖房温度22℃に努める。 ・送風運転や外気取入運転をし冷暖房運転時間の短縮に努める。	・空調機を20台/年 省エネルギー型へ更新する。 ・空調スケジュール管理を徹底する。
省エネルギー・省資源の行動実践・昇降設備	・更新計画に基づき昇降機の更新を行う。 ・運転時間の見直し運転時間を最小限にする。 ・不要なエレベーター・エスカレーターは停止する。	
省エネルギー・省資源の行動実践・昇降設備	・パソコン・コピー機の離席時・退室時のスイッチオフを徹底する。 ・パソコンを省エネモードに設定する。	
廃棄物の排出規制	・両面コピー・裏紙利用を推進しコピー用紙の有効利用を図る。 ・廃棄物については分別を徹底し、リサイクルに努める。	

(2) 再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

ア これまでに実施している再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

導入年度	設備等の種類	概要（規模、性能、発生エネルギー量等）

イ 計画期間における再生可能エネルギー及び未利用エネルギーの利用

--

(3) 環境価値（クレジット等）の活用

--

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

・エコマーク商品等環境に配慮した物品の購入推進 ・資源回収ボックスの設置 ・SNS及び電子メール活用もよるペーパーレス化 ・クールビス・ウォームビスの推進

(5) 「環境保全の日」等に特に推進すべき取組

・毎月8日は省エネ呼びかけ及び定時退社
